

埼玉県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例

平成19年8月10日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月にこれを行うものとする。

2 天災その他避けることのできない状況により前項の期日に公表することができないときは、広域連合長は、当該状況の止んだときから1月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表内容)

第3条 前条第1項の規定により6月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産及び一時借入金の現在高
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月に公表する財政状況については、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、広域連合の事務所前の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。